

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

特記事項なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品 定額法又は旧定額法を採用している。
- ・無形固定資産 定額法又は旧定額法を採用している。
- ・リース資産

所有権転移ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金 職員の給与の支給に備えるため、支給見込み額の当会計年度負担金額を計上している。

退職給与引当金 職員の退職金の支給に備えるため、社会福祉施設職員退職手当共済法及び山梨県社会福祉協議会の民間社会福祉事業退職共済制度の定めにより計算された期末要積立額を退職給与引当金として計上している。

徴収不能引当金 金銭債務のうち徴収不能のおそれのあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済

山梨県社会福祉協議会 山梨県民間社会福祉事業従事者退職手当共済

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人では社会福祉事業のみ実施しているため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

(1) 社会福祉事業区分

① 楡形荘拠点区分

- ア 法人本部
- イ 楡形荘介護老人福祉施設
- ウ 楡形荘短期入所生活介護事業所
- エ 楡形荘通所介護事業所
- オ 楡形荘居宅介護支援事業所

② ブライト拠点区分

- ア 短期入所生活介護事業所ブライト

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	14,146,830	0	0	14,146,830
建物	204,820,932	0	15,709,719	189,111,213
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	219,967,762	0	15,709,719	204,258,043

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物(基本財産)	671,547,310	482,436,097	189,111,213
建物	65,061,495	60,850,193	4,211,302
構築物	21,605,357	8,979,965	12,625,392
車両運搬具	9,761,514	9,761,509	5
器具備品	74,574,457	60,826,080	13,748,377
機械・器具	18,234,445	7,417,261	10,817,184
無形固定資産	5,536,656	4,791,420	745,236
合 計	866,321,234	635,062,525	231,258,709

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
記載事項なし			
合 計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
該当なし											

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

令和2年5月末をもって、短期入所生活介護事業所ブライトの利用を中止しております。

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権等-償却原価法
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの-決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却等

- ・建物並びに器具及び備品 定額法又は旧定額法を採用している。
- ・無形固定資産 定額法又は旧定額法を採用している。
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金 職員の給与支給に備えるため、支給見込み額の当会計年度負担金額を計上している。
- ・退職給与引当金 職員の退職支給に備えるため、社会福祉施設職員退職手当共済法及び山梨県社会福祉協議会の民間社会福祉事業退職共済制度の定めにより計算された期末要積立金を退職給与引当金として計上している。
- ・徴収不能引当金 金銭債務のうち徴収不能のおそれのあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済

山梨県社会福祉協議会 山梨民間社会福祉事業従事者退職手当共済

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 楡形荘拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉠))

ア 法人本部

イ 楡形荘介護老人福祉施設

ウ 楡形荘短期入所生活介護事業所

エ 楡形荘通所介護事業所

オ 楡形荘居宅介護支援事業所

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉡))

ア 法人本部

イ 楡形荘介護老人福祉施設

- ウ 櫛形荘短期入所生活介護事業所
- エ 櫛形荘通所介護事業所
- オ 櫛形荘居宅介護支援事業所

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	14,146,830	0	0	14,146,830
建物	187,907,068	0	12,119,120	175,787,948
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	203,053,898	0	12,119,120	190,934,778

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供している資産は以下のとおりである。

なし

担保している債務の書類および金額は以下のとおりである。

なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	587,896,670	412,108,722	175,787,948
建物	54,572,972	50,653,916	3,919,056
構築物	20,829,407	8,204,016	12,625,391
車両運搬具	9,761,514	9,761,509	5
器具備品	74,574,457	60,826,080	13,748,377
機械・装置	28,005,745	17,188,561	10,817,184
無形固定資産	5,536,656	4,791,420	745,236
合 計	781,177,421	563,534,224	217,643,197

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
記載事項なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権等 - 償却原価法
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの - 決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品 定額法又は旧定額法を採用している。
- ・無形固定資産 定額法又は旧定額法を採用している。
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金 職員の給与支給に備えるため、支給見込み額の当会計年度負担金額を計上している。
- ・退職給与引当金 職員の退職支給に備えるため、社会福祉施設職員退職手当共済法及び山梨県社会福祉協議会の民間社会福祉事業退職共済制度の定めにより計算された期末要積立金を退職給与引当金として計上している。
- ・徴収不能引当金 金銭債務のうち徴収不能のおそれのあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済

山梨県社会福祉協議会 山梨県民間社会福祉事業従事者退職手当共済

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) ブライト拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)
 - ア 短期入所生活介護事業所ブライ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)
 - ア 短期入所生活介護事業所ブライ

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地				
建物	16,913,864	0	3,590,599	13,323,265
定期預金				
投資有価証券				
合 計	16,913,864	0	3,590,599	13,323,265

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物(基本財産)	83,650,640	70,327,375	13,323,265
建物	10,488,523	10,196,277	292,246
構築物	775,950	775,949	1
合 計	94,915,113	81,299,601	13,615,512

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
令和2年5月末をもって、短期入所生活介護事業所ブライトの利用を中止しております。